

令和元年5月7日 開 会
令和元年5月7日 閉 会
令和元年5月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

目 次

第1号 (5月7日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
仮議席の指定・議長の選挙について	4
議席の指定について・会期の決定について	7
会議録署名議員の指名について(河野 禎明 君・谷村 裕二 君)	7
副議長の選挙について	7
議席の一部変更について・常任委員の選任について	9
議会運営委員の選任について	10
川南・都農衛生組合議員の選挙について	11
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について	11
宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について	12
特別委員会の設置及び委員の選任について	12
議案上程・提案理由説明(報告第2号)	14
議案質疑・討論採決(報告第2号)	14
議案上程・提案理由説明(報告第3号)	15
議案質疑・討論・採決(報告第3号)	15
議案上程・提案理由説明(報告第4号)	16
議案質疑(報告第4号)	17
討論・採決(報告第4号)	20
議案上程・提案理由説明議案質疑・討論・採決(報告第5号)	21
議案上程・提案理由説明・採決(同意第4号)	21
議案上程・提案理由説明・採決(同意第5号)	23
議案上程・提案理由説明・採決(同意第6号)	24
議案上程・提案理由説明・採決(同意第7号)	25
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	26
閉 会	27

川南町告示第60号

令和元年第2回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月2日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和元年5月7日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	竹本 修 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	中村 昭人 君	12番	福岡 仲次 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

令和元年第2回(5月)川南町議会臨時会会議録

令和元年5月7日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年5月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会期の決定について
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 議席の一部変更について
- 追加日程第6 常任委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員の選任について
- 追加日程第8 川南・都農衛生組合議員の選挙について
- 追加日程第9 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について
- 追加日程第10 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について
- 追加日程第11 特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第12 報告第2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)
- 追加日程第13 報告第3号 専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一)
- 追加日程第14 報告第4号 専決処分の承認を求めるについて
(平成30年度川南町一般会計補正予算(第9号))
- 追加日程第15 報告第5号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町改元に伴う関係条例の整理に関する条例)
- 追加日程第16 同意第4号 副町長の選任について
- 追加日程第17 同意第5号 固定資産評価委員の選任について
- 追加日程第18 同意第6号 教育長の任命について
- 追加日程第19 同意第7号 監査委員の選任について
- 追加日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○局長（山口 浩二君） おはようございます。議会事務局長の山口です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、児玉 助壽議員が年長の議員でありますので御紹介申し上げます。

○臨時議長（児玉 助壽君） ただ今紹介されました児玉 助壽であります。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和元年第2回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。あらかじめ、河野 浩一議員、川上 昇議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

まず、はじめに河野 浩一議員の発言を許可します。

○議員（河野 浩一君） 皆さん、おはようございます。それでは、私の所信表明演説をいたします。どうかよろしくお願い申し上げます。町議会の仕事は、町的意思決定、及び監視にあることは、言うまでもありませんが、議員として町民の声に耳を傾けるのも大切なことだと思っています。この4年間で住民の方から相談があり役場に対策を練っていただきました。しかし、うまく解決したのは1割から2割位だったと思います。先日も国道10号線から黒坂の交差点の信号から東へ向かう道路上に大きな木がはみ出していると、この相談を受けて町に繋ぎましたが、すでに1か月以上経過しております。児童の通学路であり、また、交通の支障にもなっており、事の緊急性を考えると、あまりにも時間を要しているのではないかと思います。もっと住民の声に真摯に耳を傾ける姿勢が欲しいと私は思います。議会の役割は、先に申し上げましたが、議会の存在意義、ありようについても、行政側にももっと考えてほ

しいと思います。困ったことにはすぐに実行し、スピード感をもって対策を練っていくことが議員、議会の仕事ではないかと思ひ議長に立候補しました。どうぞ皆様のご支援をお願いいたします。どうかよろしく申し上げます。

○臨時議長（児玉 助壽君） 次に川上 昇議員の発言を許可します。

○議員（川上 昇君） あらためましておはようございます。本日は、川南町議会基本条例の定めとはいえ、このように議長選挙に当たり、立候補の所信を述べさせていただく機会を与えてくださったことに対し、あらためて感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。また、これまでの4年間、私の議長としての職務に対しまして、厚く御支援を賜りましたことも、衷心より感謝申し上げます。そして、この間経験し、学んだことを基に、議会や議長職について次のように考えておりますので、早速ですが、議長選挙に立候補するにあたり、所信を述べさせていただきます。まず、町民の皆様から負託を受けた、町民の代表という町議会議員の使命は、日頃から常に町民の立場に立ち、町民に寄り添うとともに、町民の福祉増進のためにその責任と役割を果たさなければならないということであります。そして、そのために積極的に町民に分かりやすい、信頼される町議会構築のために惜しみない努力と自己研さんを継続するということとでございます。一般的に議員の印象は必ずしも良くはないと思われまふ。しかし、やりがいのある仕事であることは間違いありません。地域社会は今、大きな変革を必要としており、改革をなくして自治体は存続できない状況にあります。議員に求められているのは、危機感を持ち、地域社会を変える変革のリーダーになることと考えております。続いて、町議会の姿勢や立場であります。できる限り身近で、町民に開かれた議会を確立したいと考えております。2年前に制定されました議会基本条例にある議会報告会も一つの具体的方策で、町民の皆様のお意見を真摯に、しかも謙虚に受け止め、ともに考え、歩む議会でありたいものです。例えば、予算調整や提出権が首長に限られていることをはじめ、議会に対する制約が、有権者に十分認識されていないことも、町民の皆さんには説明が急がれます。また、時代の象徴でもあるデジタル化の取組や議会の情報公開も含み、議会改革として大事であり、改革の速度は大幅に早まると思われまふ。このことは、積極的に議員全員で協議を重ね、一步一步進めて行きたいと考えています。そして、何より二元代表制の一翼を担う、威厳ある議事機関でなくてはなりません。与えられた使命と役割を十分に発揮できるよう強くて揺るぎない議会の実現に力を傾注してまいります。次に、議会と町長はじめ、執行機関との関係についてですが、対立の原理を基本とし、近からずも遠からずの距離感と緊張感を保ちつつ、是々非々の立場で抑制均衡を保たなければならないと考えております。また、よりよい町政実現を目指すために、議員側と町長側の双方が様々な意見を出し合い、議論や論点を戦わせて十分に審議を尽くし建設的な合意形成を図れる活発な議会を築くために全力で取り組んでまいり所存でございます。最後になりますが、さまざまなマスメディアから地方議会に対する情報が事あるごとに止まることなく流れていきます。本来なら

議会や自治体ごとに状況なり条件は異なるのに、一括りで必要以上に報道を繰り返されるとい、地方議会にとって不利な事実であります。これらのことを議員全員が良くも悪くも認識しなければなりません。町民の皆様の信頼と期待に応えられる議会を構築するには、議員それぞれの努力と行動が不可欠であります。私自身もいうまでもなくその努力と行動を継続してまいります。さらに、議長として中立、公平、公正で尊厳ある議会運営に努めるとともに、皆様方の御意見にも真摯に耳を傾けてまいる決意でございます。どうか皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の議長選挙にあたっての所信表明といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（児玉 助壽君） 以上で、議長志願者の発言が終わりました。投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票お願いいたします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。河野 禎明君及び谷村 裕二君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数13票うち有効投票13票、無効投票なし。有効投票のうち、河野 浩一君 7票、川上 昇君 5票、福岡 仲次君 1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。従って、河野 浩一君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました河野 浩一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

議長に当選されました河野 浩一君を御紹介します。ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

○新議長（河野 浩一君） 皆様のおかげで、議長になることができました。私もさきほど申しましたけど、議員になってまだ4年間です。まだまだ未熟でありまして、議長も初めてで、大役を、うまくできるか分かりませんが、私なりに一生懸命やってみたく思いますので、どうか皆さんの御協力をお願いいたします。以上です。

○臨時議長（児玉 助壽君） 以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。御協力ありがとうございました。

河野 浩一議長、議長席におつきお願いいたします。

しばらく休憩します。

午前9時21分休憩

.....
午前9時22分再開

○議長（河野 浩一君） 新議長になりました。どうかよろしくお願ひします。

会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議事日程について、お諮りします。

本件につきましては、お手元にお配りしてあるとおり、別紙「追加議事日程第1号の追加1」を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第1から追加日程第20までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長が朗読いたします。

○事務局長（山口 浩二君） それでは、議席の朗読をします。議席1番 河野 禎明議員、議席2番 谷村 裕二議員、議席3番 中津 克司議員、議席4番 蓑原 敏朗議員、議席5番 徳弘 美津子議員、議席6番 福岡 仲次議員、議席7番 竹本 修議員、議席8番 米田 正直議員、議席9番 内藤 逸子議員、議席10番 川上 昇議員、議席11番 中村 昭人議員、議席12番 児玉 助壽議員、議席13番 河野 浩一議員、以上であります。

○議長（河野 浩一君） ただ今事務局長が朗読したとおり、議席を指定いたします。

追加日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間に決定しました。

追加日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。

投票による副議長選挙、追加日程第4 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名します。

副議長志願者の所信表明を行います、この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。あらかじめ、福岡 仲次君、竹本 修議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。まずはじめに、福岡 仲次議員の発言を許可します。

○議員（福岡 仲次君） みなさん、こんにちは。お世話になります。今回副議長選ということで、立候補することにいたしました福岡です。今回の立候補につきましては、前回まで2年間、副議長をしたわけですが、その間いろんな諸問題が山積みされておったと感じております。一つには農業問題が川南町の一番の課題であろうと、こう思っていますし、そのことについて、やっぱり私たち議会、議長が考えていかなくちゃならない。2つ目には、人口問題が減少しております。その危機をどう川南町が乗り切るか、それをやっぱり考えていくべき時が来ている、もう遅いではなからうかと思っております。そういうことも考え、前回の副議長のときに人口問題特別委員会の委員長もさせていただきましたし、いろんな形で皆さんの御指導をさせていただきました。今回、そういうこと、またひとつひとつ登りながら皆さんの負託に応えていきたいと思っておりますし、また議長の補佐役としての大役も自分ながらやっていきたいと思っておりますので、今回の副議長選に立候補したわけでありまして。ひとつよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 次に、竹本 修議員の発言を許可します。

○議員（竹本 修君） このたびの副議長選挙について一言自分の思いを述べたいと思っております。4月21日に執行されました統一選挙におきまして、私は基本政策として農業漁業商工業の後継者の育成及び連携を取り、産業の発展に努めるよう訴えましたが、その中の多くの町民の声として、若い者が議会議員への立候補できる環境を作ってほしいとのことでした。ある町では議員の報酬を上げ、町民の期待に沿うような現状も見られるのでは、との意見もありました。こうした意見を踏まえて、さらに私たち議会は、平成29年4月1日施行しました川南町議会基本条例に基づき、議会報告会の内容充実、また改革等に努めてまいりましたが、さらに私は、先日の懇談会で討議されました各組織に議員としての参加の是非を他の議会等も早めに調査し、対応また定例会等の日程等改善に努めるべきと思っております。少しでも町民に受けられるものは、皆さんの声をいただきながら対応していきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 以上で、副議長志願者の発言が終わりました。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

中津 克司君及び蓑原 敏朗君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 13票、うち、有効投票 13票、有効投票のうち、福岡 仲次君 9票、竹本修君 4票、以上のおりであります。

従って、福岡 仲次君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました福岡 仲次君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました福岡 仲次君を御紹介します。

ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

○副議長（福岡 仲次君） 皆さんの御支援により当選することができました。当選した以上は、議長を補佐しながら町政に携わっていきたいと、こう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（河野 浩一君） 副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。児玉 助壽君の議席を6番に、福岡 仲次君の議席を12番にそれぞれ変更します。

変更した議席に着席願います。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時39分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第6、「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって総務厚生常任委員に内藤 逸子君、米田 正直君、谷村 裕二君、蓑原 敏朗君、児玉 助壽君、中村 昭人君、文教産業常任委員に徳弘 美津子君、川上 昇君、河野 禎明君、中津 克司君、竹本 修君、福岡 仲次君をそれぞれ指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に 内藤 逸子君、副委員長に 米田 正直君。

文教産業常任委員長に 徳弘 美津子君、副委員長に 川上 昇君。

以上の方々が、それぞれ互選されました。

追加日程第7、「議会運営委員の選任」を行います。お諮りします。

議会運営委員の選任については委員会条例第6条第2項の規定によって川上 昇君、内藤 逸子君、徳弘 美津子君、米田 正直君をそれぞれ指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

委員長に 川上 昇君、副委員長に 内藤 逸子君が互選されました

追加日程第8、「川南・都農衛生組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

川南・都農衛生組合議員に 徳弘 美津子君、内藤 逸子君、川上 昇君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 徳弘 美津子君、内藤 逸子君、川上 昇君を川南・都農衛生組合議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した 徳弘 美津子君、内藤 逸子君、川上 昇君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、川南・都農衛生組合議員に当選されました 徳弘 美津子君、内藤 逸子君、川上 昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の通知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9、「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に 河野 浩一君、 徳弘 美津子君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 河野 浩一君、 徳弘 美津子君を西都児湯環境整備事務

組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました 河野 浩一君、 徳弘 美津子君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただ今、西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました 河野 浩一君、 徳弘 美津子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第10、「宮崎県東児湯消防組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定します。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に 河野 浩一君、内藤 逸子君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 河野 浩一君、内藤 逸子君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました 河野 浩一君、内藤 逸子君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました 河野 浩一君、内藤 逸子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第11、「特別委員会の設置及び委員の選任」を行います。

議会広報特別編集委員会の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、徳弘 美津子君、谷村 裕二君、内藤 逸子君、米田 正直君、川上 昇君、福岡 仲次君をそれぞれ指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました方々を議会広報特別編集委員に選任することに決定しました。特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報特別編集委員長に 徳弘 美津子君、同副委員長に谷村 裕二君が互選されました。

続きまして、以前から設置されております、議長を除く全議員で構成する人口問題対策調査についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、全議員を委員とする人口問題対策調査特別委員会を設置することに決定しました。特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

人口問題対策調査特別委員会の委員長に 福岡 仲次君、同副委員長に 児玉 助壽君が互選されました。

しばらく休憩します。

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ここで、町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○町長（日高 昭彦君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。このたびの町長選挙におきまして、皆様から温かい御支援をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。当選された議員の皆様、本日めでたく新たな議会構成等も決まったようでございます。改めてお喜びを申し上げます。今回の選挙につきましては、有権者の約37%、4,700人余りの方々が投票を棄権されたこと、また町民の皆様から様々な御意見、御指摘を受けた点、重く受け止めております。時代はいよいよ新たな令和と進んでいきます。先月宮

日新聞が行った、平成を振り返る、アンケート結果によりますと、口蹄疫を含めて大きな災害が相次ぎましたが、戦争のない平和な時代でよかったと評価された方が73%、一方で他者に対して不寛容になってきた、57%、女性の地位向上に対し86%の方が不十分であると答えております。これからも高齢化対策や人口問題、人口減少問題、また介護医療を含めた2025年問題に対して、避けては通れない状況にあります。私の使命は、議論を重ね、川南町をよりよき方向にリードしていくことであると信じています。右手に夢を、左手にそろばんを掲げながら、しっかりと川南の地に足をつけ、長期的な視点に立ち覚悟をもって決断と実行の3期目にしていく所存であります。日頃より議会と執行部の関係は、車の両輪に例えられます。離れすぎず、くっつきすぎず町民の福祉向上のため、同じ方向に向かっていけるような緊張感のあるパートナーシップがなにより大事だと思っております。議会と執行部が力を合わせて町民に関心を持っていただける町政運営を強く心がけてまいります。是は是、非は非として様々な御意見を賜り御指導いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） これで町長の挨拶を終わります。

追加日程第12、報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係する川南町税条例について専決処分により一部を改正したものでございます。改正の主なものは、個人町民税及び軽自動車税並びに固定資産税関係の字句訂正や一部追加、法規定の新設にあわせた新設などを上げております。これらの改正は、原則施行日が平成31年4月1日からであったため、同日で施行したものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終ります。

本件は臨時会につき、付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議ないようですので、付託は省略し、討論を行います。

報告第2号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例の一部改正）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第2号、専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)については、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第13、報告第3号専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係する川南町国民健康保険税条例について専決処分により一部を改正したものでございます。この改正は、課税限度額の引上げと併せて軽減の拡充を行うことで、より所得に応じた税の負担へ対応するものとしております。このうち、課税限度額の引上げにつきましては、基礎課税分を58万円から61万円に引き上げ、課税限度額の総額を93万円から96万円とするものです。また、軽減の拡充につきましては、その判定に用いる所得基準額を引き上げるもので、5割軽減では27万5,000円から28万円に、2割軽減では50万円から51万円に引き上げ、平成31年4月1日から施行したものであります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議ないようですので、付託は省略し、討論を行います。

報告第3号、専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 報告第3号、専決処分の承認を求めるについて、川南町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論いたします。地方自治体の責務は、住民の福祉や暮らし、教育、安全を守ることです。国民健康保険税は高すぎる、大幅引下げを。これが町民の率直な声です。都道府県と市区町村が保険者を務める国民健康保険は、公的医療保険の中で加入者の所得は低いのに保険料が一番高く、滞納者が多い、という構造的な危機に直面しています。加入者1人当たりの国保の保険料、税は2007年度の7万9,700円から17年度の8万9,700円に引き上がりましたが、平均所得は逆に91万5,000円から85万8,000円に減りました。その結果、所得に対する国保料の割合は8.7%から10.5%にぐっと重くなっています。高すぎて加入者の負担能力を超える国保料となっていることが、国保の構造的危機を打開する上で待ったなしの課題です。国保料を滞納した場合、保険証取上げという制裁措置を持つ制度であり、払えない国保は医療から町民を排除してしまいかねません。どうしても払える国保にする必要があると思います。国民健康保険法はその1条で、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする、と定めています。全国各地で高すぎる国保料を引き下げる動きが広がっています。川南町では、今日の臨時議会でも課税限度額が3万円引き上げられる提案です。課税限度額は国が決めたものが連動するとの説明ですが、国保税の引上げには町民の声として反対です。憲法25条の最低限度の生活を営む権利に反しないよう町民の期待に応える国保会計を求めまして反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから報告第3号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。従って、報告第3号専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正）は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第14、報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度川南町一般会計補正予算（第9号））朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第4号は、専決処分をいたしました平成30年度川南町一般会計補正予算（第9号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101,550千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,851,297千円とするものでございます。歳入につきましては、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、国・県支出金、寄附金など年度末に確定した歳入につきまして補正をしたものでございます。そのうち主なものですが、地方譲与税10,148千円の増額、地方消費税交付金19,279千円の増額、地方交付税202,113千円の増額で、それぞれ交付額の確定によるものでございます。県支出金は、79,046千円の減額で、民生費県負担金2,291千円、民生費県補助金10,167千円、農林水産業費県補助金63,375千円の減額が主なものでございます。寄附金は、13,000千円の減額で、ふるさと納税分であります。繰入金は、64,332千円の増額で、ふるさと振興基金82,510千円の増額、公共施設等整備基金12,297千円の減額、地域活性化拠点施設整備基金5,623千円の減額が主なものでございます。町債は、107,700千円を減額いたしました。

次に歳出について御説明申し上げます。総務費は、252,223千円の増額で、主なものは、歳入の2款から7款及び9款の増額、執行残などにより財政調整基金に275,571千円積み立てるものでございます。基金への積立は、これから展開する諸政策や今後も厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積み立てるものでございます。民生費は、21,025千円の減額で、児童措置費5,000千円の減額、母子福祉費13,939千円の減額が主なものでございます。衛生費は、7,601千円の減額で、予防費1,842千円の減額、生活排水対策費1,794千円の減額が主なものでございます。農林水産業費は、99,484千円の減額で、農業振興費70,731千円の減額、園芸振興費4,555千円及び畜産業費17,442千円の減額が主なものでございます。災害復旧費は、10,624千円の減額で、農業用施設災害復旧費9,000千円及び道路橋りょう災害復旧費1,407千円の減額が主なものでございます。その他、商工費4,197千円、土木費2,956千円、消防費729千円、教育費1,453千円、公債費741千円、予備費1,863千円の減額は、それぞれの事業等執行残によるものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 報告第4号についてお尋ねいたします。歳出についてですが、基金積立を除きましてほとんど減額分です。そのことについては不用額なり執行残を落とされたものとして、理解しております。お尋ねしたいのは、財源更生についてなんですが、国県支出金、特別交付金、繰入金等を減額して一般財源で補てんする形の計上をなされています。3月補正後の短期間の会計処理なのですが、この財源更生っていうんですか、国県からの入ってくる分、特別交付金、繰入金等は予測できなかったものなんでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。蓑原議員の御指摘の御質問のとおりでございます。年度末における財源調整ということで、どうしても一般財源

等で調整すること、また年度末まで県補助金等の支出の最終確定等がなかったことでもありますので、最後の3月末の専決につきましてはどうしてもこういった形で調整をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 新人議員でございますので、平成30年度の当初予算は持っていません。本当に失礼なことかもしれませんが、平成30年度の一般会計補正予算第9号について2点ほどお尋ねしたいというふうに思います。34ページから35ページですね、4款衛生費1項保健衛生費6目生活排水対策費19節負担金補助及び交付金ですが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金179万4,000円の減額についてでございますけれども、当初予算時のですね、積算根拠、1基当たりの補助額とかですね、また減額の特別な理由があるのかをお尋ねしたいというふうに思います。それから38ページ39ページでございますが、6款農林水産業費1項農業費6目畜産業費21節貸付金ですが、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金1,315万4,000円の減額についてでございますけれども、当初予算時の積算根拠、それから最近子牛の価格が高くなっていると聞いておりますけれども1頭当たりの補助額、それから減額になった特別な理由があるのかですね、それから参考までにお伺いしたいのでございますけれども、口蹄疫前の繁殖農家戸数及び総飼育頭数、また現在直近のですね、調べられたら繁殖農家戸数及び総飼育頭数を把握しておられれば教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○環境水道課長（篠原 浩君） 米田議員の質疑にお答えしたいと思います。合併処理浄化槽設置整備事業関係の補助金に関しての御質疑であると思いますが、これにつきましては当初予算でですね、5人槽が15基、7人槽が4基、10人槽が1基の予算計上をしておりましたが、実績としまして5人槽が10基、7人槽が5基という実績に止まりましたので、その執行残としまして179万4,000円の減額をするものでございます。以上でございます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 質問に回答したいと思います。川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金の当初の積算根拠はということでございましたが、上限をですね、100万円を設定をいたしまして、補助率は導入価格の10割、償還育成5年、妊娠牛4年というようなことで積算しまして、2,560万円を当初予算では計上しました。実績でですね、1,310万4,000円の減額となったものでございます。以上です。1頭当たりの上限は100万円、実際は80万円ということになっております。以上です。口蹄疫前のですね、頭数はということでございますが、口蹄疫前の頭数からしますと、6割程度となっております。以上です。

○議員（米田 正直君） どうもありがとうございました。6割程度の数字がですね、ちょっと分からないんですけれどもまた後で教えていただければ結構だと個人的にまたお伺いしたいと思います。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 補正予算の8ページの災害復旧費について伺います。この災害復

旧費を残ったということですが、予算を組んでいたが減額ということは使わなかったので戻したという感じなんでしょうが、災害復旧は本当にされてなくて決められたところだけに使って、その残りっていう意味で理解していいんでしょうか。災害は本当に川南町の町内での災害復旧は本当に100%になってないと思うんですよね、それで予算を残さずにきっちり災害復旧していただきたいのですが、意味を教えてください。

○農地課長（三好 益夫君） 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。農業施設災害復旧費900万円の減額をしているんですけど、こちらの方がですね、災害の状況の報告をしてそれで概算額ということで計上しております。実際の災害復旧費に関しては、査定等が行われて確定した額でということになります。その結果として900万円の減額となっております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 予算面では分かるんですが、町内の災害についての把握でこれだけいるからということで要求したその残りということで理解すればいいんですか。

○農地課長（三好 益夫君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。御質問のとおりでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 専決第3号平成30年度川南町一般会計補正予算(第9号)の43ページですが、7款商工費2項商工業費の住宅リフォーム補助金87万4,000円についてであります。これは当初と9月併せた執行残なのかお伺いしたいのですが、この事業については当初も9月の予算についてもですね、回覧板で公表された時点でもう枠がなくなったというようなことでありましたが、そういう経過をみて執行残が出るのもおかしいけどん、事業費、最高限度額が20万の商品券じゃかいその事業費で20万以下の商品券を渡したこつになっちゃろうち思うけどんですね、この87万4,000円の執行残の根拠を伺いたい。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。まず平成30年度のリフォームのですね、実績が96件で総事業費は7,763万4,149円で上限額が20万、補助率が3分の1ということで、執行額は1,512万6,000円でありました。その予算からですね、この執行額を差し引きました87万4,000円が減額ということになっております。それで申込が殺到したのにどうして減額が生じるのかということでございますけども、年度内にですね、完成できない事業等もありまして、そういった関係でですね、減額というのが生じているというふうに考えております。年度内に完成がされなかった方は新年度でですね、申込を受け付けまして事業の実施をしたところでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 枠がねなっととん、執行残がでっともおかしいっちゃけん、そもそもですね、この公募、公表の仕方にもちっと問題があっち思うっちゃけんどん、今後こういう事業をする場合にはですね、情報が早く入る人は早く申し込む訳ですがよ、今度のなんも、みっと当初予算で、予算が成立して回覧板が回ってきたとが4月、早いとこで10日く

らい、7、8日か10日くらいになっとか、そのときもう4月1日から受付おったらですね、回覧板見て申し込んだ場合はよ、昨年みたいに事業費が少なかったら枠がなくなってしまう訳ですけどよ、そうした場合は公平性に著しく問題があるち思う訳ですが、公表の仕方をですね、今後ちょっと公平にするためにはですね、回覧板で公表した後、1週間か10日おいて受付するということせんなですね、公平性に欠けるような問題が起きていろいろ苦情も出てきたと思いますが、苦情が出るとる割には4月の1日に受け付けたそのなんが分からんとですよ、回覧板は4月の6日か7日じゃと思うっちゃけんどん、町が。9月時点でも執行部に指摘したけんどんよ、4月1日に受け付ける根拠は何なんですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） ただ今の御質疑にお答えをいたします。4月1日に受付をした根拠といいますのはですね、ホームページ、フェイスブック等では4月1日に広報しましたので、それを根拠にですね、いたしました。しかしながら広報誌につきましては、先ほどありましたとおり4月10日ぐらいにですね、見られる方が多いというようなことで4月の10日まではそういったリフォーム事業があつてることが分からないということに対しましてはですね、また反省をいたしまして、フェイスブック、ホームページ、回覧板、周知が完了する4月中旬以降、それから受付をするというような感じで来年度からはですね、検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終ります。

本件は臨時会につき、付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議がないようですので付託は省略し討論を行います。

報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度川南町一般会計補正予算（第9号））の 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから報告第4号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第4号専決処分の承認を求めるについて（平成30年度川南町一般会計補正予

算(第9号))については、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第15、報告第5号専決処分の承認を求めるについて(川南町改元に伴う関係条例の整理に関する条例)

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第5号は、専決処分をいたしました川南町改元に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。この条例は、元号を「令和」に改める政令が平成31年4月1日に公布され、5月1日から施行されたことに伴い、本町の条例中、必要な部分について「平成」を「令和」に改めるものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

本件は臨時会につき、付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議がないようですので付託は省略し討論を行います。

報告第5号専決処分の承認を求めるについて(川南町改元に伴う関係条例の整理に関する条例)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから報告第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第5号専決処分の承認を求めるについて(川南町改元に伴う関係条例の整理に関する条例)については、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第16、同意第4号副町長の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第4号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
この同意案は、副町長として 押川 義光 氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。押川氏は、昭和53年4月に川南町役場に入庁し、農林水産課長、産業推進課長を歴任、その後、平成27年4月から平成31年3月まで総務課長を務めるなど本町の行財政推進のため、御尽力をいただいております。経験、人格、識見ともに優れており、副町長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件ですから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、質疑・討論を省略して採決します。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に徳弘 美津子君、児玉 助壽君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

徳弘 美津子君、児玉 助壽君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12票、そのうち賛成 7票、反対 5票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第4号副町長の選任については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます

追加日程第17、同意第5号固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第5号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この同意案は、固定資産評価員として 押川 義光 氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。人格、識見ともに優れており、固定資産評価員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、質疑・討論を省略して採決します。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に竹本 修君及び米田 正直君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。
異常なしと認めます。
ただ今から投票を行います。
順次投票願います。
投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
これから開票を行います。
竹本 修君、米田 正直君、開票の立会をお願いします。
投票の結果を報告します。

投票総数 12票、そのうち賛成 8票、反対 4票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第5号固定資産評価委員の選任については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

追加日程第18、同意第6号教育長の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第6号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
この同意案は、教育長の 木村 誠 氏から平成31年4月23日に辞職願が提出されたことから、その後任として 坂本 幹夫 氏を教育長として任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。坂本氏は、長年県内各地で小学校教諭として教鞭を執るとともに、教育事務所で社会教育主事や指導主事を経験されるなど、学校教育のみならず教育行政全般について、豊富な経験と知識をお持ちです。人格、識見ともに優れており、教育長として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。
従って、質疑・討論を省略して採決します。
採決の方法は、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人を内藤 逸子君、川上 昇君を指名します。
投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

内藤 逸子君、川上 昇君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12票、そのうち賛成 11票、反対 1票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第6号教育長の任命については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

追加日程第19、同意第7号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、蓑原 敏朗君の退場を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第7号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、蓑原 敏朗 氏を監査委員として選任したく地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、同意第7号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

蓑原 敏朗君の除斥を解きます。

ただ今監査委員に選任されました蓑原 敏朗君を御紹介します。

ここで、御挨拶を頂きたいと思います。

議員（蓑原 敏朗君） 同意いただき、ありがとうございます。適正な財政運営が行われるよう識見監査委員共々頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野 浩一君） 追加日程第20議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほど常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、4日以内の予定で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、令和元年第2回川南町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

なお、引き続き各常任委員会ごとに所管事項の調査について、担当課長等との調整をお願いします。

午後0時10分閉会